

第25回福岡県農林水産まつり企画運營業務企画提案公募実施要領

1 事業の目的

福岡県農林水産まつり運営委員会（以下、「委員会」という。）では、本県農林水産業の現状を広く紹介し、農林水産業に対する県民の理解を促進するため、別添の実施方針のとおり「第25回福岡県農林水産まつり」を開催する。

2 業務の概要

(1) 業務名

第25回福岡県農林水産まつり企画運營業務

(2) 業務の目的

福岡県農林水産まつり運営委員会（以下、「委員会」という。）は「第25回福岡県農林水産まつり」を開催することで、県農林水産業の現状を広く紹介し、農林水産業に対する県民の理解の促進を図る。

(3) 業務内容

- ①催事会場設営撤去業務（県営天神中央公園（芝生広場））
- ②表彰式典運營業務（アクロス福岡）
- ③催事企画・運營業務（県営天神中央公園（芝生広場））
- ④広報業務

(4) 仕様書

別添「業務委託仕様書」のとおり

※仕様書は現時点のものであり、契約候補者との協議を踏まえて最終決定する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年12月31日までとする。

4 予算規模

30,000千円 以内

※消費税及び地方消費税含む

5 参加資格要件

福岡県内に事務所を有し、業務の連絡責任者が特定できる団体又はその団体を含む複数団体により構成される共同事業体等とする。

※共同事業体の場合、全ての構成団体が以下の応募資格を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (5) 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

6 失格

次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とする。

- (1) 5の参加資格に定めた要件が備わっていないとき。
- (2) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

7 企画提案公募スケジュール（予定）

	日時	内容
(1)	令和8年7月 3日(金)	企画提案公募開始
(2)	7月 9日(木)	事業説明会参加申込締切
(3)	7月10日(金)	事業説明会
(4)	7月13日(月)	質疑受付締切
(5)	7月15日(水)	質疑に対する回答
(6)	7月21日(火)	公募参加申込締切
(7)	8月 3日(月)	企画提案応募書提出締切
(8)	8月 5日(水)	委託事業者選定委員会（プレゼンテーション審査）
(9)	8月 6日(木)以降	契約候補者の決定通知
(10)	8月下旬（予定）	委託契約締結

(1) 企画提案公募開始 令和8年7月3日（金）

(2) 事業説明会参加申込締切

令和8年7月9日（木）17時00分まで

(3) 事業説明会

【日時】 令和8年7月10日（金）13時30分～

【実施方式】 オンライン開催（zoom）

【申込方法】 簡易申請システム（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/83Gses42>）にて申込

(4) 質疑受付締切

企画提案公募に関する質疑を受け付けます。

【申込方法】 「企画提案公募質問書」（様式1号）に必要事項を記入し、電子メール（「12問合せ先」参照）により提出すること。

【メール件名】 「<質問書>第25回福岡県農林水産まつり企画運營業務」

【提出期限】 令和8年7月13日（月）17時00分まで（必着）

(5) 質疑に対する回答

【回答方法】 令和8年7月15日（水）を目途に、事業説明会での質問内容と併せて県ホームページで公開する。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

【その他】 電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(6) 公募参加申込

参加を希望する者は、下記により参加申込を行うこと。期限までの申込がない者の参加は認められない。

【申込方法】 簡易申請システム (<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/gGiPw2aK>) にて申込

【提出期限】 令和8年7月21日(火) 17時00分まで

(7) 企画提案応募書類の提出

- 【提出物】 ①企画提案応募書(様式2号)
②企画提案書(A4横書き、片面印刷、30ページ以内、10部)
③会社概要(既存資料(会社パンフレット等)でも可)(様式3号) 1部
④商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び定款の写し 1部
⑤決算書、事業報告書等の経営の内容が分かる書類 1部
⑥誓約書(様式4号) 1部

【提出方法】 持参又は郵送(電子メールおよびFAX不可)
※持参の場合の受付時間は、閉庁日を除いた平日の8時30分から17時15分までとする。

【提出期限】 令和8年8月3日(月) 17時00分まで(必着)

【提出先】 福岡県農林水産まつり運営委員会 事務局
(福岡県農林水産部園芸振興課流通振興係)
(〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁5階)

(8) 委託事業者選定委員会(プレゼンテーション審査)

【日時】 令和8年8月5日(水) 午後

【場所】 福岡県庁 農林水産部会議室(県庁地下1階)

(9) 契約候補者の決定通知

令和8年8月6日(木)以降

(10) 委託契約締結

令和8年8月下旬(予定)

(11) 応募の無効

本要領に示した公募参加の資格がない者、公募実施要項に定める手続きを遵守しない者、提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

(12) その他

- ①提出された企画書等は委託先の選定のみ使用する。
なお、企画提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき、原則として開示する。
- ②企画書の作成に要した費用、その他応募に要した経費は参加者の負担とする。
- ③提出された企画書等は、採用の有無に関わらず返却しないものとする。
- ④企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めない。
- ⑤選定された提案者の企画提案書に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、福岡県農林水産まつり運営委員会事務局(福岡県農林水産部園芸振興課流通振興係)に帰属するものとする。
- ⑥選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ⑦企画提案公募によって収集した個人情報については本業務以外には利用しない。

8 事業者の選定

(1) 審査機関

本件業務における契約候補者の選定は、福岡県が設置する選定委員会により行う。

(2) 選定方法

企画提案が5者を超えた場合、書面審査を実施し、評価の高い上位5者についてプレゼンテーション審査を行う。評価項目ごとに選定委員会が配点内で採点し、合計したものを評価点とし、合計が最も高い企画を提案した事業者を契約候補者とする。

- ①プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用いて実施することとし、プレゼンテーションの時間は1社30分（説明15分、質疑15分予定）とする。
- ②審査は非公開とする。
- ③プレゼンテーションの順番は委員会が指定する。
- ④プレゼンテーション参加事業者が1社のみの場合も、企画提案のプレゼンテーション審査を実施する。
- ⑤審査会を正当な理由なく欠席した場合、当該提案は無効とする。ただし、やむを得ない理由により欠席した場合は、委託事業者選定委員会において協議の上、対応を通知する。

(3) 審査項目

「別紙2 審査基準」のとおり

(4) 選定結果の通知及び公表

- ①審査結果は、すべての企画提案者に通知するとともに、委託候補者について福岡県ホームページにおいて公表する。
- ②審査の経緯や順位、得点等は公表しないこととする。
- ③審査結果に対する質問や異議申し立てには応じない。

(5) 企画提案者がいない場合の取扱い

企画提案書提出期限内に企画提案者がいない場合は、公募を中止し、公募内容を再検討する。また、中止の通知、再公募等については、福岡県ホームページにて通知する。

9 契約について

委員会は、8により契約候補者として選定された事業者と別途契約締結に向けた協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議も含むものとする。

協議が不調のときは、8により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

- (1) 契約にあたっては、選考された提案をもとに細部について県と受注者で打合せを行うものとする。なお、契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受注者の負担とする。
- (2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めることとする。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還するものとする。

また、福岡県財務規則第170条の規定により、契約保証金が減免される場合がある。

- (3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。

ただし、受注者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係のない経費、備品の購入など業者の財産取得となる経費は対象外とする。

- (4) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出することとする。また、契約締結後に受注者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

10 著作権について

- (1) 本業務により制作された成果物の著作権及び著作権は、委員会に帰属する。

(2) 受注者が保有する既存著作物について、委員会が成果物を利用するために必要な全ての権利を承諾するものとする。

11 事業報告

委託期間満了後、速やかに事業実績報告書を提出すること。なお、事業実施に要した経費については、金銭出納簿など支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後5年間保管すること。

12 問い合わせ先

福岡県農林水産まつり運営委員会 事務局 廣松、竹下
(福岡県農林水産部園芸振興課流通振興係)
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7 (福岡県庁5階)
TEL : 092-643-3486 FAX : 092-643-3490
E-mail : engei@pref.fukuoka.lg.jp